

○ 換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号農林省構造改善局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行（最終改正：平成28年4月1日付け27農振第2205号農林水産省農村振興局長通知）
<p>第2 土地改良区を行う事業に係る換地計画の実施</p> <p>7 換地計画の決定及び変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 権利者会議の開催</p> <p>ア <u>権利者会議の開催通知については、議決権者（出席資格者）に漏れなく通知する必要がある。土地改良区は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、権利者会議の開催前に、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。</u></p> <p>イ <u>権利者会議の開催に当たっては、土地改良区は法第52条第6項及び第7項に規定する事項を遵守するものとし、特に議決権者（出席資格者）、出席者数及び賛成者数の確認は正確に行うこととする。</u></p> <p><u>なお、必要な場合には、代理出席又は書面議決の措置をとることも可能であるが、代理出席の場合には、1名の権利者が代理できるのは、他の権利者3名までとされることに留意する必要がある。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>（別紙様式第16号） 各筆換地等明細書の記載例説明 <u>規則第43条の5別記様式第4号備考により記載するが、その細部及</u></p>	<p>第2 土地改良区を行う事業に係る換地計画の実施</p> <p>7 換地計画の決定及び変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 権利者会議の開催 (新設)</p> <p>ア <u>権利者会議の開催に当たっては、土地改良区は法第52条第6項及び第7項に規定する事項を遵守するものとし、とくに出席資格者（共有地の場合は、全所有者であることに留意）、出席者数及び賛成者数の確認は正確に行うこととする。なお、出席を確保することが地区の事情、開催時期等の関係でかなり難しい場合もあるので、事前に十分確保措置を講じるとともに、必要な場合は、代理出席（ただし、1名の権利者が他の権利者3名までしか代理できない。）又は書面議決の措置をとることとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>（別紙様式第16号） 各筆換地等明細書の記載例説明 <u>土地改良法施行規則第43条の5別記様式第4号備考により記載する</u></p>

び記載例は次のとおり。

1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細

(1) 所有権に関する明細

A 細部記載要領

a～d (略)

e 従前の土地及び換地の用途……実施要領第2の2の(1)又は(2)による基礎調査によって判定された現況の用途を記載する。この場合の用途の区分は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目区分におおむね準ずるが、当該地区の換地計画樹立上の基準（換地選定及び評価の基準）として必要な用途区分で、前記の地目区分では適切でないもの（例えば地目は原野であるが、用途は草地であるような場合等。）又は不十分なもの（例えば地目は畑であるが、樹園地については換地選定及び評価基準を異にする場合に用途として普通畑及び樹園地とする場合等。）については、必要な区分によることとする。なお、判定できる限り省略してよい（例えば普通畑を畑とすることく。）。

が、その細部及び記載例は次のとおり。

1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細

(1) 所有権に関する明細

A 細部記載要領

a～d (略)

e 従前の土地及び換地の用途……実施要領第2の2の(1)又は(2)による基礎調査によって判定された現況の用途を記載する。この場合の用途の区分は、不動産登記法施行令第3条の地目区分におおむね準ずるが、当該地区の換地計画樹立上の基準（換地選定及び評価の基準）として必要な用途区分で、前記の地目区分では適切でないもの（例えば地目は原野であるが、用途は草地であるような場合等。）又は不十分なもの（例えば地目は畑であるが、樹園地については換地選定及び評価基準を異にする場合に用途として普通畑及び樹園地とする場合等。）については、必要な区分によることとする。なお、判定できる限り省略してよい（例えば普通畑を畑とすることく。）。